

12. オーストリア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

オーストリアでは、WEEE 指令と RoHS 指令は「廃電気・電子機器の発生予防・回収・処理に関する法令（連邦官報 II 第 121/2005 号。以下「廃電気・電子機器法」とする）」「廃棄物管理法（連邦官報 I 第 102/2002 号）」「廃棄物処理義務に関する法令（連邦官報 II 第 459/2004 号）」によって国内法制化されている。このうち「廃棄物処理義務に関する法令」は、廃電気・電子機器の処理に関する原則を定めており、その他 WEEE・RoHS 指令に関わる内容については「廃棄物管理法」と「廃電気・電子機器法」で規定されている。廃電気・電子機器法は両指令の主な項目を法制化したもので、2005 年 4 月 30 日に発効となっている。同法令は概ね EU 指令に準拠しており、WEEE 回収率および再利用率の目標達成を目指すものとなっている。2006 年、2007 年、2008 年に改正され、現行法は 2008 年改正法（連邦官報 II 第 496/2008 号）である。

廃電気・電子機器の回収・再利用の目標は、WEEE 指令に準じている。廃電気・電子機器は以下の 5 つのカテゴリーに分類されている。

- ・ 大型機器（機器の最長面の長さが 50cm 以上のもの）
- ・ 冷蔵機器、冷蔵庫、冷凍庫
- ・ ディスプレイ・スクリーン機器
- ・ 小型電子機器（機器の最長面の長さが 50cm 未満のもの）
- ・ ガス放電灯

また、廃電気・電子機器法では、製造者および輸入者の登録、回収所の設置、2005 年 8 月 13 日以前に上市された廃電気・電子製品（旧製品）の回収・再利用に向けた共同システムへの参加、上市された電気・電子機器の廃棄・処理に関する財政保証の提供などの義務を定めている。

さらに、オーストリアでは環境省の省令により、廃電気機器回収調整機関（Elektroaltgeraete Koodinierungsstelle Austria GmbH）が設置されている（2005 年 7 月設立）。同機関は、回収作業の調整、広報活動、環境省や欧州委員会への報告など、廃棄物管理法と廃電気・電子機器法が定める任務を遂行している。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE、RoHS 罰則規定

廃電気・電子機器法自体は罰則や罰金を規定していないが、その代わりに廃棄物管理法（Abfallwirtschaftsgesetz, AWG 2002）と不正競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb, UWG）に関連の罰則規定が盛り込まれている。まず、廃棄物管理法関連の違反行為に関しては、製品に関する記録・保管・提示・登録・報告義務および製造者登録義務を怠った場合、最高 2,910 ユーロの罰金が科されることがある。また、廃棄物管理法第 16a 条に定める電気・電子製品のマーキング義務の遵守や特定有害物質の使用制限などを怠った場合にも、同法第 75 条 2 項により行政刑罰の対象とみなされ、360～7,270 ユーロの罰金が科される。さらに、メーカーもしくは輸入業者が理由なく回収・処理システムへの参加を怠った場合、参加に伴う費用の最高二倍に相当する金額を罰金として支払わなければならない。なお、徴収された金額は管理当局の費用に充てられる。

一方、競争における利益獲得を目的に計画的に廃電気・電子機器法の規定に違反した場合、不正競争防止法により損害賠償を要求されることがある。

b. RoHS 国内法違反の事例

オーストリアでは当局が厳しい検査・取り締まりを実施しており、しかも製造者登録等によりデータ交換が大々的に行われているため、違反行為は発生しにくい状況にあるということだが、これまでに約 10 件の違反行為が認められている。行政刑罰に関しては各区行政当局の管轄であり、違反行為の概要・結果は明らかにされていない。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

オーストリア環境省の担当者によると、オーストリアの製造者・輸入業者は上市または輸入した製品の適正に関する責任を負うが、税関当局に提出すべき書類や証明などについては特に規定がないということである。

また、オーストリア税関当局に問い合わせたところ、域外企業が EU 域内に電気・電子製品を輸出する際に必要な手続きや提出書類については、輸出する側の国の当局に確認してもらいたいとのことであった。

b. 税関での検査、確認方法

RoHS 対応の有無については、基本的には税関当局は検査を行っていない。その代わり、上市または輸入した製品の適正に関する責任は、オーストリアの製造者または輸入業者が一切責任を負わなければならない。なお、通関時には対象となる電気・電子製品の種類、商標、型、製造国、価格のほか、必要に応じて Taric コードなど、製品に関する正確な詳細を提示しなければならない。

c. 検査にかかる期間、コスト

税関当局によると、通関にかかる期間、コスト、違反時の対応などは、製品の種類や分量、製造国、輸入状況によってそれぞれ異なるため、当局から一般的な情報を提供することはできず、実際に輸入の際に通過する税関へ直接問い合わせる必要があるとのことであった。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関**

電気・電子機器の製造者は、連邦環境庁のウェブサイト（Umweltbundesamt、<http://www.edm.gv.at>）を通じて下記の項目に関するデータを登録しなければならない（登録期限は 2005 年 9 月 30 日。登録は無料）。

- ・ 企業名、登録住所、連絡先としての住所
- ・ 商業登記等の登録番号
- ・ EU 規則に基づく事業活動分野の特定に関する ID
- ・ 担当者名、連絡先
- ・ 上市する電気・電子機器とその回収・処理カテゴリー
- ・ 機器の用途に関する情報（業務用か家庭用か）
- ・ グローバルロケーション番号（GLN）による回収センター（家庭用機器についてのみ）
- ・ 自社が利用する関連の回収・処理システム
- ・ 他の EU 加盟国内で通信販売により販売されたものかどうかに関する情報（家庭用機器について）

2005 年 8 月 12 日以降に初めて電気・電子機器を上市する製造者は、事業開始から 1 ヶ月以内に以上のデータを登録する義務を負う。

回収義務を個々に遂行する家庭用機器の製造者は、自社製品の回収者として承認されて

から1ヵ月以内に下記のデータを当局に登録しなければならない。

- ・ 上市する電気・電子機器とその回収・処理カテゴリー
- ・ 機器の用途（業務用か家庭用か）
- ・ 回収・処理のための保証形態（保険会社、銀行、または利用する回収・処理システム）
- ・ 製品輸出の有無（家庭用機器について）

データ変更が生じた場合には、1ヵ月以内に変更内容を届け出ることとする。また、製品をオーストリアからEU域内に輸出する業者も登録をする必要がある。一方、同国に製品を輸出する外国企業は登録することができないが、その場合には輸入業者が代わって登録をすることになる。

② 回収の仕組み

製造者は基本的に上市したすべての電気・電子機器について責任を負い、回収・処理システムへの参加または実際の回収により回収義務を果たさなければならない。ただし、家庭用機器と業務用機器ではその扱いが異なる。

a. 家庭用電気・電子機器の回収

製造者は、旧製品について、その引き取り（回収）のために回収・処理システムに参加し、回収・処理カテゴリーごとにそれぞれ適したシステムを利用しなければならない（廃電気・電子機器法第7条2項）。

2005年8月13日以降に上市した電気・電子機器（新製品）の引き取りについては、製造者はいずれかの回収システムに参加することができる。回収・処理システムに参加する場合、上市した電気・電子機器の総量に比例した一定の率でWEEEの引き取りを行うことができる。システムに参加しない場合には、個々に引き取りを実施しなければならない。上市した自社製品はすべて引き取るか、あるいは回収センターを通じてWEEEの選別・引き取りを実施しなければならない（回収センターと事前に契約の上で行う）。

また、製造者は新製品の引き取りと処理について保証しなければならない（第8条）。こうした保証は、回収・処理システムへの参加、保険契約の締結、または保証金積み立て用銀行口座の開設のいずれかにより、回収・処理カテゴリーごとに提供されなければならない。

b. 業務用電気・電子機器の回収

旧製品に関しては、製造者はそれらが新製品と同等の機能を果たしたものである限り、一対一のベースで引き取らなければならない。一方、新製品については、全面的な引き取り義務が伴う。なお、引き取りはいずれの場合も無償とする（第10条）。

製造者は業務用電気・電子機器の引き取りについても、自発的に回収システムに参加することで上記の義務の免除を受けることができる。さらに、機器のユーザー（一般家庭を除く）と回収・処理の費用負担に関する特別な取り決めを行ってもよい。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

遠距離通信によりほかの EU 加盟国に電気・電子機器を供給する製造者で、ひとつの回収・処理システムにしか参加していない場合には、上市された機器の登録義務を同システムに 契約を通じて委譲することができる。なお、製造者はとくに自ら上市した電気・電子機器などに関する検査権を当該回収・処理システムに移譲しなければならない。登録義務も委譲することができるが、そうした際には製造者は回収・処理システムは当局に登録すべき一切の情報を提供する必要がある。

自社のために電気・電子機器を輸入した最終消費者は、それらの機器を自己負担で正規の廃棄物回収・処理業者に持ち込まなければならない。ただし、製造者が当該機器の引き取り義務を負い、これについて回収・処理システムに参加している場合は例外とする。なお、回収センターまたは最終販売者による無料返還は認められない。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

オーストリアでは、WEEE 指令を国内法に導入する以前からすでに冷蔵庫などの使用済み白物大型家電や蛍光灯について回収と再利用が義務づけられていた（前者は 1993 年、後者は 1992 年より）。現在では当時設置された家庭環境フォーラム (Umweltforum Haushalt, UFH) をはじめとする合計 4 つの民間コンソーシアムが連邦農林・環境・水資源管理省の認定を受け、廃電気・電子機器に関する製造者の諸義務の遂行を請け負っている。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

家庭用電気・電子機器の最終消費者は、回収センター、製造者または回収・処理システムが開設したその他の引き取り施設で、廃電気・電子機器を一対一のベースで少なくとも無料で最終販売者に返還できる。最終販売者は新製品と同等かつ同じ機能を果たしたもの

である限り、一対一のベースで引き取る義務を負う。ただし、最終販売者の所有する売り場面積が 150 m²に満たない場合は例外とする。この例外条件については、最終消費者に対し、店頭で十分な情報提供を行うものとする（廃電気・電子機器法第 5 条 2 項）。

電気・電子機器を通信販売により一般家庭向けに販売する場合、最終販売者は各行政区につき最低 2 カ所の公共回収センターを設けて最終消費者から家庭用電気・電子機器を回収し、一対一ベースでの引き取り義務を遂行することができる（廃電気・電子機器法第 5 条 3 項）。

⑥ WEEE 回収率

廃電気・電子機器法が発効した 2005 年 8 月から 2009 年上半期までの期間に、オーストリアではおよそ 23 万 8000 トンの廃電気・電子機器が回収され、適切な処理が行われた。回収率はきわめて高く、2008 年も前年と同様、多くの廃電気・電子機器が回収された（2007 年は一人当たり 7.68kg、2008 年は一人当たり 7.65kg）。また、2008 年には国内 292 カ所の回収所が 廃電気機器回収調整機関を通じて廃電気・電子機器引き取りサービスを利用し、合計 1900 件を超える回収作業が行われた。

以下、 廃電気機器回収調整機関がまとめた廃電気・電子機器回収量と回収率の推移に関するデータを掲載する。

図表 28 2008 年に上市された家庭用電気・電子機器と回収された機器の重量

回収・処理カテゴリー	重量 (kg)	
	上市された機器	回収された機器
大型機器	72,305,697.84	15,375,759.00
冷蔵庫・冷凍庫	22,251,060.01	13,705,239.00
ディスプレイ・スクリーン機器	20,042,822.10	15,087,194.00
小型電子機器	47,054,934.18	16,317,045.00
蛍光灯	1,875,332.70	904,898.00
合計	163,529,846.83	61,390,135.00

出所：Elektroaltger 電子機器と回収された機器の重量回収率の推移に関するデータを掲載する。取り義を基にジェトロ作成

図表 29 廃電気・電子機器法発効以降の回収率の推移

	2005年 HR	2006年	2007年	2008年
大型機器	11,503,126.96	17,135,146.80	16,050,683.45	15,375,759.00
冷蔵庫・冷凍庫	15,779,371.40	15,682,652.00	13,747,834.62	13,705,239.00
ディスプレイ・スクリーン機器	10,216,276.20	13,185,189.00	14,999,223.39	15,087,194.00
小型電子機器	8,882,627.00	14,396,934.00	15,827,873.68	16,317,045.00
蛍光灯	718,094.00	978,584.00	956,034.00	904,898.00
合計	47,099,495.56	61,378,505.80	61,581,649.14	61,390,135.00
一人当たりの回収量(kg)	5.87	7.65	7.68	7.65

(注) 2005年は推計。

出所：Elektroaltger 電子機器と回 ordinierungsstelle Austria GmbH を基にジェトロ作成

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

廃電気・電子機器の回収にかかる費用は、製造者と輸入業者のほか、地方自治体が負担している。このうち前者は主に回収所のインフラ費用や輸送費、後者は人件費を負担する。廃電気・電子機器のリサイクル処理費用については、製造者と輸入業者が負担する。これらの費用は参加する回収・処理システムの料金を通じて支払われている。なお、料金は回収・処理カテゴリーやシステムによって異なる。

回収システム大手の UFH の回収料金には、主に以下の項目が含まれている。

- ・ ロジスティックスにかかる費用（回収、処理、輸送、コンテナの設置など）
- ・ 廃棄物処理（危険物質の除去や処理を含む）
- ・ 回収所維持費
- ・ 自治体のインフラ費用（施設の管理維持費）
- ・ 自治体の広報活動費
- ・ 回収・処理に関する保証費用
- ・ システム運営費
- ・ 調整機関に支払う費用

各回収システムの料金は、回収システム比較表参照のこと。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

オーストリアではほとんどの製造者が回収システムに参加しており、登録や輸入など一切の手続きに関するサポートを受けている。また、廃電気機器回収調整機関もシステムの公正な利用に向けて調整にあたっている。

一方、小売業者はある機器を初めて市場で販売した場合にのみ回収義務を負うが、こうした状況は実際にはほとんどみられないため、WEEE 国内法の影響はほとんどない。また、一対一ベースで消費者から引き取った WEEE は、回収システムの回収所で無料で引き取ってもらえる。そのため、コスト負担もとくに大きくなったとはいえ、逆に同法令の導入以降、業界の売上は年々3~5%増加しているという。

a. キヤノン・オーストリアの事例

同社の環境品質管理担当者によると、同社は廃電気・電子機器回収処理システムに参加することで登録・マーク表示義務を遂行しており、インターネットや製品説明書を通じて情報提供や報告を実施しているという。リサイクルシステムの構築や WEEE の最終処理については、回収処理システムや廃棄物処理業者の管轄であるため、全くかかわっていないということであった。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

環境省の担当者によると、オーストリアの廃電気・電子機器回収システムは非常にうまく機能しており、一般的にも普及している。現在とくに大きな問題は見られないが、新たな取り組みなどのアイデアが出されており、EU レベルで WEEE・RoHS 指令の改正に関する協議が進められている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

廃電気機器回収調整機関

Elektroaltgeraete Koodinierungsstelle Austria GmbH

e-mail: office@eak-austria.at

オーストリア連邦産業院 環境エネルギー政策担当部

Wirtschaftskammer Oesterreicha

Abteilung fuer Umwelt- und Energiepolitik

e-mail: up@wko.at

民間コンソーシアム

(連絡先は回収システム比較表参照)

オーストリア回収システム比較表

組織名	エレクトロ・リサイクリング・オーストリア	欧州リサイクルプラットフォーム	廃品回収・処理社	家庭環境フォーラム
略称	ERA	ERP	EVA	UFH
住所	Mariahilfer Straße 123 1062 Wien	Döblinger Hauptstraße 50 1190 Wien	Ungargasse 35 1030 Wien	Mariahilfer Straße 37-39 1060 Wien
ホームページ	www.era-gmbh.at	www.erp-recycling.at	www.eva.co.at	www.ufh.at
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • NPO である • 廃棄物処理会社 ARA AG および ARGEV GesmbH の子会社として、廃棄物処理に関して 12 年間の実績がある • 包装廃棄物処理と平行して登録・支払いを実施 • 簡略化された重量計算方法を導入 	<ul style="list-style-type: none"> • 製造者が自らシステムを運営 (Braun, Elektroux, HP, Sony など) 	<ul style="list-style-type: none"> • 1997 年以来、廃棄物処理と回収システムのノウハウを持つ • 審議会を通じて発言権が得られる • 廃電気・電子機器と電池の処理に関する国内外のソリューションを適用 • 包装廃棄物に関する国内外のソリューションを適用 	<ul style="list-style-type: none"> • 製造者参加型システム (執行部への参加) • 料金割引制度あり • 参加企業の従業員研修を開催 (登録手続きに関するワークショップなど) • 欧州の 39 の回収・処理システム団体が参加する WEEE フォーラムの会員

			<ul style="list-style-type: none"> 独 Interseroh 社のグループ会社 	
回収対象廃電気機器	全カテゴリー	全カテゴリー(電灯は除く) および 電池 (全カテゴリー)	全カテゴリー	全カテゴリー および 電池
回収料金	2009年1月1日以降 単位：€/kg	2005年10月12日以降 単位：€/kg	2009年7月1日以降 単位：€/t	2009年1月1日以降 単位：€/kg
a. 大型機器	a. 0.017	a. 0.040	a. 22.00	a. 0.10(≤6kg)
b. 冷蔵機器	b. 0.255(<45kg)	b. 0.416	b. 255.00(<45kg)	0.23(>6kg-30kg)
c. スクリーン機器	0.255(≥45kg)	c. 0.165	255.00(>45kg)	1.26(>30kg)
d. 小型電子機器	c. 0.240(<35kg)	d. 0.119	c. 295.00(<35kg)	b. 6.00(≤35kg)
e. ガス放電灯	0.165(≥35kg)		195.00(>35kg)	12.00(>35kg)
	d. 0.050(<8kg)		d. 65.00(<8kg)	c. 1.37(≤10kg)
	0.040(≥8kg)		42.00(>8kg)	4.20(>10kg-25kg)
	e. 0.850		e. 950.00	6.62(>25kg)
			2.5 トン以上一括料金 € 1,000.00	d. 0.01(≤0.1kg)
				0.02(0.1kg-0.5kg)
				0.10(>0.5kg-3kg)
				0.45(>3kg)
				e. 0.14

				電池 0.57/kg
会費の有無	無。手付け金もなし。	無。	無。手付け金・前払いもなし。年間売上100ユーロ以下の場合のみ年間手数料20ユーロを徴収。	無。前払いもなし。
登録・義務の委譲	可能（無料）	可能	可能（無料）	可能
一括契約	可能。年間登録をし、最低契約料は200ユーロを支払うものとする（金額は2009年のもの）	可能	可能。年間に最高2.5トンの電気・電子機器を上市する契約者につき、年間契約料1000ユーロを支払うものとする。	可能。最低160ユーロを年間契約料として支払うものとする。上市する製品の量が増加した場合は、相当の料金が追加される。
契約違反の罰則と罰金額	上市した機器に関し、故意または重過失により誤った情報を届け出た場合には、料金の3倍以下の額を支払うものとする。	故意または重過失による契約違反の場合、四半期につき3000ユーロ支払うものとする。	上市した機器に関し、故意または重過失により誤った情報を届け出た場合には、正しい額の料金（最低500ユーロ）を支払うものとする。	上市した機器に関し、故意または重過失により誤った、もしくは不十分な情報を届け出た場合には、料金の3倍の額を支払うものとする。

			のとする。	とする。
一対一ベースで引き取られた機器の回収サービスの有無と料金	大手業者につき、直接契約あり。この場合、事前回収（オーストリア全国で回収ポイントごと一括料金が支払われる）とみなされ、規定を満たす廃電気・電子機器であれば無料で回収。	応相談	必要に応じて回収または、巡回回収サービスあり。事前の契約により、最低量を満たす場合には無料で、または事前回収として回収。	大手業者の場合は応相談。中小規模の業者については 54 ユーロ（税抜き）で巡回回収サービスを提供。ただし、一回の回収につき最高 300kg までとする。
自治体の回収所を利用した一対一ベースの回収	無料で回収。大量の場合には、各自治体の回収所に手数料を支払うものとする。	契約回収所で可能。	EVA が設置する回収所（自治体と廃棄物処理業者）で無料で回収。	一般家庭から出る程度の廃棄物量につき回収。
小売業者向け回収コンテナの設置	小売業者と廃棄物処理業者の合意の上で設置。	応相談	必要に応じて、EVA システムに適応した形で設置（無料設置も可能）	料金と引き換えに設置可能。
EU 域内の最終消費者向けの納品（通信販売）に関する登録義務の委譲	可能	可能	可能	可能
通信販売業者のための外国の回収システムの	可能。ERA は 26 カ国が参加する回収・処理システム	可能。ERP はヨーロッパ 11 カ国に支部を設置。支部の	可能。数カ国で EVA/INTERSEROH を通じ	可能。ヨーロッパの 38 の回収・処理システムが参加

仲介	組織「PRO EUROPE」の会員。	ない EU 諸国にもパートナーを持つ。	て回収システムを実施。同システムは今後拡大の見込み。	する WEEE フォーラムの会員。
外国の業者による民法上の義務委譲の認可	認可する	認可する	認可する	認可する

出所：オーストリア連邦産業院